

八幡浜市地域防災計画（案）

（原子力災害対策編）

平成 25 年 月

八幡浜市防災会議

目 次

第1編 総論	1
第1章 計画の主旨.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の性格.....	1
第3節 計画の構成.....	1
第2章 原子力災害対策重点区域.....	2
第1節 原子力災害対策重点区域	2
第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第4章 広域的な活動体制.....	9
第1節 原子力災害時における広域応援体制	9
第2編 災害予防計画	10
第1章 発電所における予防措置等の責務.....	10
第1節 発電所における安全確保	10
第2節 発電所における防災体制の確立	10
第2章 災害応急体制の整備.....	11
第1節 防災体制の整備	11
第2節 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の活用	11
第3章 通信連絡体制の整備.....	12
第1節 通信連絡網の整備	12
第2節 通信連絡体制の確立	12
第3節 住民等に対する情報伝達体制の整備	12
第4章 環境放射線モニタリング体制の整備.....	14
第1節 環境放射線モニタリング体制の整備	14
第2節 緊急時予測システムの整備	14
第5章 災害警備計画への協力.....	15
第6章 緊急被ばく医療体制の整備.....	15
第1節 緊急被ばく医療体制	15
第2節 緊急被ばく医療資機材等の整備	15
第3節 安定ヨウ素剤の配備体制	15
第7章 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備	16
第1節 防災対策上必要とされる防護資機材等の整備	16
第2節 防災対策上必要とされる防護資機材等の操作演習等	16
第8章 避難収容活動体制の整備.....	17
第1節 避難所、避難経路等の指定及び避難計画の作成	17
第2節 避難所、避難経路等の住民への周知	19
第3節 避難所等の設備及び資機材の配備	19
第4節 災害時要援護者等の援助計画	20

第5節	輸送手段の確保	21
第9章	緊急物資の確保	22
第1節	食料及び生活必需品等の確保	22
第2節	飲料水等の確保	22
第3節	医薬品、医療資機材等の確保	23
第10章	防災知識の普及	24
第1節	市職員に対する教育	24
第2節	教職員及び児童生徒に対する教育	24
第3節	住民等に対する防災知識の普及	24
第11章	原子力防災訓練の実施	26
第1節	原子力防災訓練の実施	26
第2節	原子力防災訓練の実施項目	26
第3節	原子力防災訓練の実施方法	26
第4節	原子力防災訓練実施後の評価等	27
第5節	国の実施する原子力総合防災訓練への参加等	27
第12章	原子力発電所上空の飛行規制	28
第1節	発電所上空の飛行規制	28
第13章	ヘリコプターの運航	29
第1節	ヘリコプター離着陸場の整備拡充	29
第14章	広域応援体制の整備	30
第1節	全県的な消防相互応援体制の整備	30
第15章	防災対策資料の整備	31
第1節	社会環境資料の整備	31
第2節	放射能影響推定に関する資料	31
第16章	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急体制の整備	32
第17章	複合災害対応に係る体制整備	33
第1節	複合災害に係る応急体制の整備	33
第2節	情報の収集・連絡体制の整備	33
第3節	避難・退避実施体制の整備	33
第4節	原子力防災に関する知識の普及啓発	33
第5節	周辺住民への的確な情報伝達体制の整備	33
第6節	避難路等の整備	34
第3編	災害応急計画	35
第1章	応急措置の概要	35
第1節	市	35
第2節	県	35
第3節	関係機関	36
第4節	原子力事業者	37
第2章	市災害対策本部の設置	39
第1節	市災害対策本部の設置等の基準	39
第2節	市の配備体制	40
第3節	職員の実働計画	40

第4節	八幡浜市災害対策本部体制図	41
第5節	八幡浜市災害対策本部の業務	44
第3章	各機関の活動体制	49
第1節	Aレベル（異常事象発生）時の活動体制	49
第2節	Bレベル（特定事象発生）時の活動体制	49
第3節	Cレベル（緊急事態発生）時の活動体制	51
第4章	各機関の情報活動	53
第1節	Aレベル（異常事象発生）時の情報連絡	53
第2節	Bレベル（特定事象発生）時の情報連絡	53
第3節	Cレベル（緊急事態発生）時の情報連絡	53
第5章	通信連絡	54
第1節	原子力災害時における関係機関相互間の通信連絡	54
第2節	原子力災害時における住民等への指示	54
第6章	広報・広聴活動	58
第1節	市の活動	58
第2節	住民が必要な情報を入手する方法	59
第3節	広聴活動	59
第7章	緊急時環境モニタリング等の実施	60
第1節	市の活動	60
第2節	緊急時環境モニタリング等の実施方法	60
第8章	住民避難等の実施	62
第1節	防護対策の決定	62
第2節	避難等の指示	63
第3節	避難等の方法	63
第4節	避難ルート確保	64
第5節	避難所の設置	64
第6節	避難所等の運営	64
第7節	災害時要援護者の避難誘導	65
第8節	防災上重要な施設の避難誘導	65
第9節	広域避難	66
第10節	避難の長期化への対応	66
第11節	動物の保護等に関する配慮	67
第12節	立入制限、交通規制の実施並びに災害警備の実施	67
第9章	飲料水・飲食物の摂取制限等	68
第1節	飲料水・飲食物の摂取制限措置等の決定	68
第2節	飲料水の摂取制限	68
第3節	飲食物の摂取制限	68
第4節	農林水産物の採取及び出荷制限	68
第10章	緊急被ばく医療の実施	70
第1節	緊急被ばく医療本部の連絡系統	70
第2節	緊急被ばく医療の実施内容	71
第3節	メンタルヘルス対策の実施	71
第4節	安定ヨウ素剤の予防服用	71
第11章	防災業務従事者の防護対策	73

第1節	防災業務従事者に対する防護資機材の配布	73
第2節	市のとるべき措置	73
第3節	防災業務従事者の被ばく管理	73
第12章	緊急輸送	74
第1節	市の活動	74
第13章	消火活動	74
第14章	救助・救急活動	74
第15章	ボランティアの受入れ	74
第16章	応援協力活動	75
第1節	市の活動	75
第2節	原子力災害被災者生活支援チームとの連携	75
第17章	ヘリコプターの活動支援	76
第1節	ヘリコプター離着陸場の確保	76
第2節	ヘリコプターの活動支援	76
第18章	核燃料物資等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策	77
第19章	複合災害時における応急対策	78
第1節	情報収集・連絡、緊急時連絡体制及び通信の確保	78
第2節	住民への情報伝達活動	78
第3節	屋内退避、避難等	78
第4節	救助・救急活動及び消火活動	79

第4編 災害復旧計画 80

第1章	緊急事態解除宣言後の対応	80
第2章	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	80
第3章	汚染の除去等	80
第4章	環境モニタリングの実施と結果の公表	80
第5章	各種指示、制限措置の解除	81
第1節	各種指示の解除	81
第2節	各種制限措置の解除	81
第6章	災害地域住民に係る記録等の作成	82
第1節	被災地住民登録票の作成	82
第2節	損害調査の実施	82
第3節	健康調査の実施及び心身の健康相談体制の整備	82
第4節	災害状況の記録	82
第7章	風評被害等の影響の軽減	84
第8章	被災者等の生活再建の支援	84
第1節	被災者等の生活再建	84
第2節	被災中小企業等に対する支援	84
第9章	物価の監視	84

第 10 章	原子力事業者の災害復旧対策.....	85
第 11 章	市災害対策本部の解散.....	85